



あなたの**みらい**が**ふくらむ**まち

海野隆議会報告

メール:sougousenryaku@gmail.com ブログ・ホームページ:海野隆 阿見町で検索 VOL1-19

議会の報告

平成27年12月9日に行った私の一般質問の質疑の概要は、1、新教育長の阿見町教育の認識及び具体的方針について、2、地域防災計画の実効性確保について、3、投票率向上について、4、協働のまちづくりの税制的支援について、5、荒川本郷地区における都市再生機構保有地の譲受について、の5項目です。

□荒川本郷地区における都市再生機構保有地の譲り受けについて

海野：都市再生機構保有地約29ヘクタールが町に譲渡する意向が示され、年内に土地譲渡契約を結び、来年3月には所有権移転の登記を行い、平成28年度以降土地を処分するということですが、**税金の影響について伺います。**

町長：平成28年度は、都市再生機構が納めていた固定資産税等の約1千2百万円が減収となる見込みです。

海野：維持管理費用の負担はどうか。

町長：現在都市再生機構で草刈管理を行なっている土地約5万7千㎡について、来年度より町が行なう費用として年額約1千7百万円と想定しています。

海野：官民境の測量費用についてはどうか。

町長：現状有姿での土地の引き渡しとなり、都市再生機構の募集要項を参考として、買受人による境界調査・確認を条件にする予定です。

海野：今後どのように利活用する方針ですか。
町長：荒川本郷における定住促進の為の種地として有効活用を図り、具体的には、民間開発業者等と連携し、地域に適した民活によるまちづくりを誘導していきます。

海野：まったくの虫食い状況で、そのままでは利活用が困難と思われるような部分も多い。**不良資産として残ると、本来入るべき税金が入らず、草刈りや官民境などの測量経費等、町に大きな負担になるという危惧があります。**

都市整備部長：平成30年度までに処分できない土地については地元自治体に譲り渡すという国の方針が示される中で、不良の部分も含めて民間開発を誘導するのは可能という判断でした。

海野：具体的な整備手法について伺います。

都市整備部長：開発行為と組合方式の土地区画整理事業で進めていきます。

海野：専門家を配置するなどの人的な体制が必要ではありませんか。

都市整備部長：指導する数名程度の人員配置で対応できると考えています。



【一部は民間に売却され太陽光発電パネルが敷き詰められている都市再生機構の計画地。約29ヘクタールが阿見町に譲渡されます。利活用が重要です】

□協働のまちづくりの税制的支援

海野：茨城県内で非営利型一般社団法人及び非営利型一般財団法人について、「減免対象」と税条例で規定している自治体は、茨城県及び市町村ではつくば市となっています。茨城県では、26年度ベースで91団体が、つくば市では27年度の課税ベースで18団体が非課税扱いとなっているようです。阿見町でも、ぜひとも前向きに来年度の税条例改正に向けて研究を進めていただいて、協働のまちづくりを町と連携して行う団体が増加するようになってほしいと思います。



町長：当町に届出のある一般社団法人等が8団体あり、そのうちの数団体が非営利型法人で有ると推定されます。また、当町の条例上減免の対象としていない非営利型の一般社団法人等を新たに減免の対象に追加するか否か、については、今後の研究課題とさせていただきます。

□投票率向上について

海野：今年の6月に、年齢満18年以上の者が選挙に参加することができるようにする公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し公布されました。投票率向上について、1、明るい選挙推進協議会いわゆる白バラ会等の設立について、2、商工会等との連携について、3、投票所の増設及び投票所案内板の設置について、伺います。

町長：投票所案内板の設置については、これまでも投票場所の変更時に有権者が分かりやすいように、矢印等を付した案内板を設置してまいりました。今後も投票しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

海野：阿見町の投票所地図を眺めていますと、荒川沖地区には二区保育所と本郷ふれあいセンターしかありません。旧自治省(現総務省)

が1969年に示した設置基準によると、1、投票所まで3キロ以上ある地区は解消に努める、2、1投票所当たりの有権者数はおおむね3千人まで、となっています。この基準からすると、阿見町の投票所の現状は改善しなければならないと思います。せめて、本郷小学校に投票所をもう一度設けるべきではないかと思います。



総務部長：有権者が3千人を超えた場合の投票所分割という通達もあることから検討をしてみました。投票区の区域分けや投票所に使う施設の問題等もありなかなかむづかしいということで来ました。今後、投票区の区割りの問題はありますが、荒川本郷地区の宅地開発も進んでいるので、設置に向けて考えていきたいと思っています。

無料法律・生活相談

●地域や家庭での日常生活上の問題や法律に関わる問題などに遭遇して解決できずに悩んでいる方の相談に応じます。予約が必要です。

予約は、090-1548-5294



●夫婦・親子、結婚・離婚、相続・遺言、土地・家屋の売買や賃借、金銭貸借(クレジット・サラ金)、中小企業の経営問題、労務などについて弁護士が相談に応じます。●交通事故の示談交渉(弁護士への相談をお勧めします)

や医療事故、損害賠償請求、名誉棄損など人権問題なども弁護士が相談に応じます。今回の担当は平間邦男弁護士です。

●町でも弁護士による法律相談を行っているので消費生活センターへご相談下さい。

議会への要望や意見もお寄せ下さい。ブログもご覧ください。